

下仁田町電子契約実施要綱

令和 8 年 8 月 1 7 日

下仁田町告示第 8 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下仁田町（以下「町」という。）が電子契約サービスを利用し締結する電子契約に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵（電子署名に係る暗号化及び復号に用いる情報であって、当該事業者のみが知り得るものをいう。）による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをいう。
- (2) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (4) 電子契約 電子契約サービスを利用して契約を締結することという。
- (5) 電子契約書 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 5 項に規定する契約内容を記録した電磁的記録をいう。
- (6) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (7) 担当者 契約相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。
- (8) 承認者 契約相手方に契約書を送信する際、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者（以下「承認者」という。）をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第 3 条 電子契約サービスは、町が締結する契約に利用するものとする。ただし、書面で行うことが法令等において定められている契約又は電子契約によることが適当でないと認められる契約を締結する場合はこの限りでない。

(承認者の設置)

第 4 条 各課に承認者を置き、課長補佐又は係長職をもってこれに充てる。

(電子契約の運用管理者)

第 5 条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、総務課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの適正な運用及び管理に関すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) その他電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理に必要な事項

(利用の申出)

第6条 契約相手方は、電子契約の締結を希望するときは、電子契約利用申出書(別記様式)により利用を申し出なければならない。

(契約の締結)

第7条 電子契約は、町(承認者)が電子契約サービスにアップロードした契約書に町(承認者)及び契約の相手方の電子署名及びタイムスタンプが付与されたときに確定するものとする。

(契約変更)

第8条 担当者は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

2 電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合においては、原契約の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(契約の解除)

第9条 担当者は、電子契約を締結した契約が解除となった場合は、その旨を電子契約書の書類情報に記録する。この場合において、解除前の電子契約書は、電子契約サービスにおける保存を継続する。

(電子契約書の原本)

第10条 電子契約の原本は、電子契約サービスに保存及び管理される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定によらない保存方法であっても、電子契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。